

重点分野WG 設置要項

技術戦略委員会における審議を円滑かつ効率的に進めるため、重点分野WG（以下「WG」という。）を設置し、重点研究開発分野、重点研究開発課題等に関する調査、検討を行う。

1. WGの運営について

- (1) 主任は、WGの議事を掌握する。
- (2) WGに主任代理を置くことができ、主任が指名する者がこれに当たる。
- (3) 主任に事故があるときは主任代理がその職務を代理する。
- (4) WGの会議（以下「会議」という。）は主任が召集する。この場合、主任は、構成員にあらかじめ会議の日時、場所及び議題を通知する。
- (5) 主任は、必要があるときは、会議に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- (6) 特に迅速な調査を必要とする場合であって、会議の招集が困難な場合には、主任は電子メールによる調査を行い、これを会議に代えることができる。
- (7) WGにおいて調査された事項については、主任がとりまとめ、これを委員会に報告する。
- (8) その他WGの運営に関し必要な事項は主任が定める。

2. 会議の公開等について

- (1) 会議は、次の場合を除き、原則として公開する。会議の公開・非公開の決定は主任が行い、非公開とする場合は、その理由を公表する。
 - ① 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合。
 - ② その他、主任が非公開とすることを必要と認めた場合。
- (2) 会議の配付資料及び議事概要（以下「資料等」という。）は、次の場合を除き、閲覧その他の方法により、原則として公開する。資料等の公開・非公開の決定は主任が行い、非公開とする場合は、その理由を公表する。
 - ① 資料等を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合。
 - ② その他、主任が非公開とすることを必要と認めた場合。